平成２３年（フ）第１９８８号
大阪市住吉区清水丘３－１－18―420、住民票上の住所大阪市住之江区中加賀屋２丁目15番17号
債務者　松本康二朗
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５９号
大阪府豊中市千里園１丁目１番８―407号
債務者　川本　愼照
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６７７号
大阪府茨木市水尾１丁目７番50号
債務者　吉永　有希
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８３号
大阪府門真市栄町16番５号、申立時の住所大阪府門真市寿町８番９号
債務者　泉　こずえ
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６９６号
大阪府吹田市江の木町24番19号
債務者　吉村　賢三
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０９号
大阪市西成区千本南１丁目15番８―603号
債務者　尾木　千秋（旧姓吉田・明田）
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７１１号
大阪市東住吉区西今川１丁目８番15―109号
債務者　大迫　貞己
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７１５号
大阪府門真市垣内町３番13号
債務者　井手　孝招
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７３２号
大阪府寝屋川市寿町48番６号
債務者　平野　弘明
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０号
広島県府中市中須町332番地４、旧住所広島県福山市新市町大字宮内204番地４　イズミ荘10号室
債務者　谷本　　実
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８１号
広島県福山市引野町東18番23号、旧住所広島県福山市南手城町４丁目12番３号
債務者　古垣　静幸
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８４号
広島県福山市沖野上町５丁目17番25号　コーポ沖野上101、旧住所広島県福山市沖野上町６丁目２番31―201号　旭コーポ
債務者　小川　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９７号
栃木県佐野市下彦間町141番地
債務者　松本有一郎
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２７号
栃木県佐野市赤坂町969番地14
債務者　浅井　亮平
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４５号
栃木県足利市山川町1053番地１
債務者　加藤　佑紀
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１４号
静岡県富士市高嶺町１番７号　グリーンハイツ高嶺102号
債務者　金刺喜久栄
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２３号
静岡県富士市一色161番地の６　サニーヒル青葉台Ｃ―102号、前住所静岡県富士市入山瀬531番地の３、前々住所神奈川県川崎市宮前区犬蔵２―30―２シャンブルたまプラーザ102号室
債務者　村上　太郎
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部